

いきいき輝き楽習のまち “しもつけ”

下野市 生涯学習推進計画



平成20年3月

下野市生涯学習推進本部

目 次

序 章

計画策定の趣旨	3
---------	---

第 1 章 生涯学習とは

1 生涯学習の意味	5
2 生涯学習の背景と必要性	5

第 2 章 下野市における生涯学習の基本的な考え方

1 生涯学習の基本	9
2 生涯学習推進の方向	10

第 3 章 下野市生涯学習推進基本計画

1 生涯学習推進体制の整備	17
2 学習機会の充実	18
3 学習の場の整備	19
4 自主的な学習活動の支援	20

第 4 章 下野市生涯学習推進実施計画

1 生涯学習推進体制の整備	25
2 学習機会の充実	27
3 学習の場の整備	43
4 自主的な学習活動の支援	45

関係資料

序 章

計画策定の趣旨

序 章 計画策定の趣旨

1. 計画の目的

この計画は、市民の生涯学習に対する意欲の高まりに応えるとともに、本市における生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として策定したものです。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、本市が生涯学習を推進するに当たっての指針とするものです。
- (2) この計画は、「下野市総合計画（平成19年度策定）」との整合性を図り策定したものです。
- (3) この計画は、総合計画で示すまちづくりに向けて、生涯学習推進計画の更なる具現化を図るものであります。
- (4) この計画は、本市の生涯学習関連施策の体系及び方向性を示すとともに、具体的な推進事業を明らかにしています。

3. 計画の範囲

この計画は、学校教育や社会教育はもとより、文化活動、福祉活動、地域活動、ボランティア活動、スポーツ・レクリエーション活動など市民の生活や生きがい、地域の活性化に関する様々な事業及び活動の場の整備や情報の収集・提供等、市民の皆様の生涯に関わる学習や活動を支援していくための施策・事業を対象としています。

4. 計画の期間

計画期間は、「下野市総合基本計画」と同じく平成20年度から平成27年度末までの8年間としますが、今後の諸情勢の変化の中で、見直しを行う場合があります。

第 1 章

生涯学習とは

第1章 生涯学習とは

1. 生涯学習の意味

生涯学習は、一人ひとりが自己の充実や生活及び職業能力などの向上を目指し、必要に応じて自発的意志に基づき、自己に適した手段・方法を選びながら生涯を通して行われるものです。また、生涯学習には、学校や社会の中での意図的、組織的な学習活動だけでなく、人々のスポーツ活動や文化活動・レクリエーション活動やボランティア活動なども含まれます。

すなわち、これまでの教育は、家庭教育、学校教育、社会教育の3つに大別され、意図的、組織的な学習として位置づけられていましたが、生涯学習はこれらに加えて、人々の生活全般に及ぶものであり、あらゆる分野での学習体験活動といえます。

また、これらの活動は、個人的に学ぶ楽しみや自己の向上、生きがいに通じるだけでなく、それ自体またはその成果が、人と人との新しい絆を生み出すとともに、地域における芸術・文化活動の向上や産業の活性化など「人づくり、まちづくり」のための基本となります。

2. 生涯学習の背景と必要性

今日の社会において、生涯学習が求められている社会的背景としては、以下のようなことが考えられます。

(1)社会の変化への対応

科学技術の高度化や情報のICT化・国際化など、市民の生活環境は大きく変化しています。パソコンや携帯電話によるインターネット情報の普及・活用等、あふれる情報の中で、単に新しい知識・技術を取り入れるだけでなく、必要なことが必要な時に活用できるよう、主体的に情報選択能力を身につけていくことが重要であり、生きがいのあるより豊かな社会生活を送るためにも、生涯にわたる学習活動が必要になってきています。

(2)人々の意識の変化

経済の急激な成長とそれに続く停滞、自由時間の増大、高学歴化、少子高齢化などにより、市民の価値観やライフスタイルが「物の豊かさ」から「心の豊

かさ」を求める傾向に変化してきています。

また、企業の中には、労働者のライフワークバランスを重視する動きもみられ、生きがいや自己実現など、人間性豊かな生活を送るための学習活動に対する要求の高まりや内容の多様化は、益々強くなるものと考えられます。

(3)家庭や地域の教育機能の回復

核家族化、都市化、工業化など、社会構造が変化する中で、家庭や地域の教育力が低下し、青少年の生活体験の不足や地域における連帯意識の希薄化などの問題が生じています。

このような状況に対処するため、世代間・地域間の交流や様々な活動を通して、人間形成の基盤となる家庭や地域がもつ本来の機能を回復させる必要があります。

(4)学校教育におけるふれあい学習推進の必要性

学校教育は、自ら考え、判断し、行動する力を養い、生涯にわたって学習を続けるための意欲と能力を培うとともに、基礎学力を身につける場です。 また、学校教育の充実は、生涯学習を推進していく上で重要であり、生涯学習の基礎を身につける基本となります。

近年、子どもたちの中に、学習意欲の低下、人やものと関わる気力や体力の低下等の傾向が見られます。「学習に対する動機の希薄化」がその一因と考えられていますが、未来を描き、主体的に生きていく姿勢を身につけるためにも、地域と学校が連携し、子どもたちに「豊かな学び」を提供することが求められています。

(5)地方分権時代における市民の社会参画の推進

地方分権一括法が2000年4月から施行され、制度としての「地方分権」が進展する中、石橋町、南河内町、国分寺町が合併し、平成18年1月下野市が誕生しました。

市は、行財政改革を最重要施策に掲げ、行政のスリム化を図っています。市民に対しても、それまでの行政依存型から、自治意識の高い自主自立型への移行を求めるようになりました。

このような社会背景の下、生涯学習活動によるまちづくりは、市民の社会参画のひとつの形として、あるいは、官民協働・民民協働等の市民活動につながることが期待されています。



下野市の木 :けやき

第2章

下野市における 生涯学習の 基本的な考え方

第2章 下野市における生涯学習の基本的な考え方

1. 本市の生涯学習の基本

市民は、それぞれの生活の中で、自分の目標を持ちその達成に努力しながら、生きがいのある豊かな人生を送りたいという願いをもっています。また、地域社会においても、市民一人ひとりがともに生きる喜びを分かちあえる地域連帯感に結ばれた活力と思いやりに満ちたふるさとづくりへの願いが強まっています。

生涯学習は、このような市民の願いを実現するために行われるすべての行為であるということができます。

市民は、生涯学習活動により自己の充実・向上を目指し、心豊かな市民となることができ、更にその学習は、新たな人と人とのつながりを生み出すとともに、住みよいまちづくりのための学習に発展します。つまり、生涯学習は、自己も集団も社会もともに向上していこうとするもので、「人づくり、まちづくり」のための重要な手段であると考えられます。

このようなことから、本市の生涯学習の基本的な考え方は、この「人づくり、まちづくり」を推進し、その実現のために市民が学習しやすい環境を整備することです。

これは、市民一人ひとりが生涯を通して、スポーツ・文化・保健・福祉・環境・労働・経済など、あらゆる分野の学習活動に対し、「いつでも、どこでも、だれでも」が参加でき、その学んだ成果が社会において適正に評価され、十分に活用されるような社会、すなわち生涯学習社会を実現することです。そのためには、市民と行政、そしてそれを取りまく社会のあらゆる教育的機能が一体となって統合的に推進する必要があります。

2. 生涯学習推進の方向

平成19年度策定の、下野市総合計画の基本構想では、本市のまちづくりの基本理念を「人と文化の交流を基調に、市民と行政が協働して次代に継承する安全で活力ある生活圏を創造する。」とし、施策の展開方法を「これまで以上の高い価値を求めてまちを活発にするもの」と「市民一人ひとりの安全や安心を守るもの」の二つに分けて考え、施策の展開を進めています。

(1) 心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち

教育・文化の充実や都市的利便性の向上、産業の振興など、心豊かに暮らすことができるまちをつくる取り組みです。

- みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり
- 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり
- 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

(2) 心安らかに暮らせる、安全・安心なまち

子育てや健康づくり、災害や犯罪対策など、生活にかかわる憂いをなくし、心安らかに市民が暮らせる条件を整える取り組みです。

- 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり
- 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり
- 市民と行政の協働による健全なまちづくり

本市の推進する生涯学習は、この下野市総合計画に基づき策定された生涯学習推進計画を具体化し、市民の学習活動を高めていくことといえます。

つまり、下野市総合計画の目指す「思いやりと交流で創る新生文化都市」を実現するため、市民の自主的活動のすべてを学習活動とらえ、この学習活動が活発化するよう、まちづくりを推進していくこうとするものです。

「いきいき輝き楽習のまち

“しちつけ”」

とし、その実現に向けて市民と行政とそれらを取りまくあらゆる諸機能が一体となって、生涯学習社会を形成していくことが必要です。

また、下野市総合計画の基本構想に即した生涯学習が、よりよいまちづくりを進めていくものであることから、その目標を「人づくり、まちづくり」とし、「下野市総合計画」から導き出した5つの人づくりを柱に推進するものです。

(1)自然と文化を愛し育てていく人づくり

人と自然の調和した快適で安らぎのある環境のもとで、多くの市民が様々な文化活動を通して、心豊かで人間性に満ちた独特の地域文化を創造していくまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、以下の視点に立った学習環境の整備を進め、市民の主体的な実践活動が活発に行われることが必要です。

①快適な住環境の整備

本市は、穏やかな気候と豊かな自然に恵まれ、心の潤いや安らぎを求めるという傾向の中で、市民の自然に対する志向は益々強くなっています。

このような状況の中、自然との調和や生活環境の保全などを十分に考慮しつつ、豊かな自然と調和した住みよいまちづくりを目指していかなければなりません。

それには、行政側のハード面の整備と併せて、市民一人ひとりが環境問題を生涯学習の重要なテーマとしてとらえ、普段から自然に親しみ、身近な河川、道路、公園、公共施設などの整備に関心を深めるなど、環境保全の意義や重要性について理解し協力し合うことが必要です。

また、多発する交通事故の増加に伴い、交通安全対策は市民が安全な日常生活を送る上で必要不可欠です。そのためには、道路交通環境の整備はもちろんのこと、交通安全意識の高揚を図るために交通安全教育を充実する必要があります。

更には、災害や犯罪などを未然に防止するため、市民の防災・防犯に対する認識を高めるとともに、防災・防犯組織の充実及び施設の整備等、救急体制の拡充を図り市民一丸となった防災・防犯体制を確立していかなければなりません。

②ふるさとに根ざした文化の創造

価値観やライフスタイルの多様化、自由時間の増大、人生80年時代の到来など社会構造や意識の変化に伴い、市民は物の豊かさよりも心の豊かさを求めるようになってきています。また、日常生活の中で優れた芸術や文化に接することで、自らも創作活動を通して心を豊かにし、生活に潤いをもたらせたいという欲求が高まっています。

こうした芸術・文化の範囲は、地域に伝わる文化財や民俗、歴史遺産など多岐にわたっています。

今後は、このような市民の幅広い活動に対応できるような体制づくりを進める必要があります。そして、市民一人ひとりが、生涯を通して自己実現や生活の向上を図りながら、伝統文化の伝承、保護・保存をふまえ、歴史を感じさせるまちづくりと、新たな地域文化を創造していくことができるまちづくりを進めていかなければなりません。

それには、市民が身近なところで芸術・文化に親しめるよう、情報の収集や提供に努めるとともに、市文化協会ならびに関係機関との連携・協力を深め、各種グループ・団体等の育成及び指導者の養成に努める必要があります。また、市民の文化活動の発表の場や、優れた芸術を直接鑑賞できる施設など、市や広域連携での整備を通して、市民の主体的自発的な活動の助長を図り、市民生活の中に文化活動を普及させが必要です。

(2)地域産業・職業を通して活力ある生活を築く人づくり

まちづくりを進める上で、地域社会の経済的な自立は欠かすことのできないものであります。市内産業の活性化があってはじめて真のまちづくりが達成されるものと考えられます。

また、活力ある産業経済の中で、すべての市民が豊かさを実感できる「下野市」を実現するためには、市民の様々な学習による実践活動が必要になってきます。

例えば、地域産業の振興を図るための特產品づくりを行う場合、地域の素材

を十分に研究し特徴や条件を理解した上で、市に最もふさわしいものは何かを探し創りだしていかなければなりません。このように、地域住民のたえまない学習と研究が求められるわけです。同時に、行政側もその学習活動を積極的に支援できる体制を整え、市民と行政が一体となって地域産業を育てていかなければなりません。

また、市民自らも社会変化の中で、職業人としての適応能力や新たな知識・技術を身につけるなど、生涯を通して職業能力の開発向上を図る必要があります。

そのためにも、今後はJAや商工会など企業との連携を更に深め、各々がもつ施設や専門的な知識を積極的に地域社会に開放するなど、地域の企業が市民の生涯学習の「場」として十分に機能していくことが求められます。

(3)社会のため協力し実行する人づくり

まちづくりは、すべての市民の理解と協力があって、はじめて実現するものです。

特に、互いに協力し助け合えるようなまちづくりには、市民一人ひとりが思いやりと優しさの心を育み、温かなふれあいのある環境が基盤とならなければなりません。

①コミュニティ活動の促進

本市の場合、合併により地域交流が広がる中、心ふれあう地域社会の形成に向けて、地域間・世代間の交流事業やレクリエーション及び伝統行事や祭りの再生など、住民同士の交流の機会やお互いが学びあえるような学習の機会をつくっていかなければなりません。同時に、コミュニティ活動の拠点となる各コミュニティセンターや自治会公民館の利用促進を図りながら市民の社会参加活動、コミュニティ活動を積極的に支援していく必要があります。

②安心して住めるまちづくり

高齢者や障害者など、社会的に弱い立場にある人が安心して暮し、互いに協力し助け合えるような社会をつくるには、すべての市民が福祉を考え、活動に参加できるような環境を整えていかなければなりません。

更に、人権学習を通してそれぞれが立場の違いを理解し合い、偏見や差別意

識をなくして、すべての市民がともに支えあって生きるという心を育てていくことが大切です。

一方、地域社会には、男女共同参画社会の実現や青少年の健全育成の問題など、市民の力を結集して解決していかなければならない課題が多くあります。

男女共同参画社会の実現については、今日、制度的には女性のあらゆる分野への進出が可能になったことで、女性の就業率が高くなっています。しかし、依然として男女がともに協力し合い、互いにその個性や能力を発揮できる社会環境にあるとはいえない状況です。

今後、固定化された男女の役割分担などを見直し、よりよい男女共同参画社会を目指すためには、市民の理解と協力が不可欠です。

また、青少年の健全育成については、昨今、青少年の凶悪犯罪が続発しており、青少年を取り巻く環境は決して好ましいとはいえない状況です。青少年の教育は、本来学校だけのものではなく、家庭、地域、更には青少年に接するあらゆる人々がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力し合うことによってはじめて機能してくるものです。そのためにも、家庭や地域の教育力を一層高めるための学習機会の充実を図りながら、地域社会と学校との連携を促進し、青少年にとって魅力ある教育環境をつくりあげていかなければなりません。

このように、まちづくりには市民の絶え間ない学習が必要となり、その学びを通して得た市民の英知が結集されてこそ、すばらしいまちづくり実現するものです。

(4)自ら学び続け豊かに生きていく人づくり

人は、一生の中でそれぞれの発達段階に応じた課題について、その時々で学び、実践し、解決していかなければなりません。

この課題解決を通して、人は心身ともに成長していくわけですが、その過程で生きがい、あるいは充実感といった心の豊かさを感じ、次へのステップアップを試みようという意欲をもつものです。

生涯学習は、市民個々の状況に応じたステップアップを目指しているものであり、また、これらを支援していくことが、行政の大きな役割となっています。従来の学校教育や社会教育という形での組織的な学習者への支援は、比較的歴史も古く、馴染みの深いものですが、生涯学習はあくまでも市民の自主性を尊重した形の支援でなければなりません。

社会が複雑化・高度化すると、解決すべき課題も社会的な様相を呈してきま

す。このため、行政としては学習機会の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携を図りながら、幅広い情報提供や指導者の発掘・養成等を行っていく必要があります。

また、個人的な課題としての教養・趣味・娯楽等の分野においても、人生を豊かにするステップアップを目指す学習者のために多角的な支援が求められています。

一方、顕在化した学習需要ばかりではなく、学びたいが何をしていいのかわからずにはいるような潜在的な学習要求を、具体的な学習行動にまで高めるための啓発活動が生涯学習の基礎固めとして重要です。

このように、市民の各段階での学習支援を行うことにより、自主的に「学ぶ」ことで心身ともに豊かな生活が送れるような「人づくり」を目指していきたいものです。

(5) 心身をきたえ明るく健康な人づくり

少子高齢化時代を迎えた今日、健康は人々が幸せな生活を送るための基本的な条件です。

また、科学技術の高度化や情報化などの急激な社会環境の変化に順応することを余儀なくされ、ストレスの増大を感じている現代人にとって、健康志向による体力づくりへの关心やスポーツ・レクリエーションへの欲求は高まる一方です。

そこで、健康は「守る」のではなく「つくる」ものであるという観点に立ち、食生活の改善や安全な食品に対する意識の高揚をはじめとして、健康学習の推進と年代に応じた各種検診の充実などが求められています。また、市民自らが健康・体力を維持増進し、明るく豊かで活力に満ちた生活が送れるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる生涯スポーツを目指した総合型地域スポーツクラブに関する調査研究を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設の整備に努める必要があります。同時に、各種スポーツ教室やスポーツ大会の充実及びスポーツやレクリエーション団体グループの育成、並びにこれらの指導者となり得る人材の発掘・育成が重要となってきます。

市民一人ひとりが、スポーツに親しむということは、心と体が鍛えられるばかりではなく、市民相互の交流と連帯感がより一層深まるものと考えられます。

また、ふれあいのある地域づくり、互いに協力し助け合えるまちづくりの基本となるものです。

第3章

下野市生涯学習推進 基本計画

第3章 生涯学習推進の基本施策

1. 生涯学習推進体制の整備

(1) 推進組織の設置

総合的、体系的に生涯学習の推進を図るため、意志決定機関として市長を本部長とする生涯学習推進本部を設置し、広く市民の意見・要望が反映されるよう、行政職員と各種団体・関係機関の代表や有識者、公募委員で組織した生涯学習推進協議会を設置いたしました。

推進協議会では、推進本部の諮問に対し調査・審議を経て答申を行いますが、推進協議会で企画・立案した事案については、本部会が検討し決定することになります。

(2) 関係機関との連携・協力

市民の多種多様な学習要求に応えられるよう、総合的に生涯学習の推進を図るためにには、他の教育機関との連携が不可となっています。

このことから、学校教育と社会教育との融合を目指して、学校教育関係者と社会教育関係者で組織した、ふれあい学習推進委員会において研修会を開催するなど、連携協力しながら事業を展開しているところです。

今後は更に、民間の学習機関や団体・企業などと連携を図ることにより、幅広く生涯学習を推進していくことが必要です。

(3) 広域学習圏の整備

職場の近くで学びたい、あるいは近隣市町の施設を使いたいというように、学習要求は広域化の傾向にあります。

これを受け、図書館サービスやスポーツ関連施設の広域利用がすでに始まっており、また、とちぎ県民カレッジの連携講座においても、他市町村の学級・講座を自由に受講・参加できるシステムになっています。

このように、近隣市町と連携することで、学習機会や学習者の交流の機会が増えるとともに、情報交換が活発になるなど、学習者の学習意欲もおのずと喚起されます。また、県単位の広域的連携ばかりではなく、個々の市や町と連携・協

力することで、下野市単独では開催できないような講座・教室や大規模な施設の利用が可能になります。

今後は、行政の合理化と人材を含めた教育資源の有効活用を目指した、広域学習圏の整備がますます必要となってきます。

(4)生涯学習の普及・啓発

顕在化した学習需要に対する支援が、生涯学習推進の重要な施策であることはいうまでもありませんが、潜在化している学習意欲を掘り起こすことで、生涯学習の裾野を広げていくことは、更に重要な課題であるといえます。

そのためには、市の広報紙や生涯学習の普及・啓発事業の実施など、折りにふれ生涯学習に対する理解を促す啓発活動を行っていく必要があります。

2. 学習機会の充実

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」が生涯学習のモットーであり、これを実現するためには、多様な時間に、多様な場所で、多様な内容の学習機会を提供しなければなりません。また、同じ分野においても学習の進度は各々違うわけですから、行政としては学習者の動機づけを第一と考え、入門的な間口を広げることを最優先に考えていきたいと思っています。

(1)生涯心豊かに生きるための学習活動の充実

(生活体験・自然体験・文化・芸術、教養・趣味等に関する学習)

毎日の生活を心豊かに過ごすために、必要な学習機会の充実を目指します。

(2)生活向上させるための学習活動の充実

(生活技術、職業、産業の振興等に関する学習)

今日より明日をより豊かに過ごすことを目的に、生活技術や職業に関する知識及び技術を向上させるために、必要な学習機会の充実を目指します。

(3)快適に生きるための学習活動の充実

(住環境、交通安全等に関する学習)

市民が快適な生活を送るために、必要な学習機会の充実を目指します。

(4) 安心して健やかに生きるための学習活動の充実

(社会保障、福祉、健康、スポーツ等に関する学習)

健康は人の幸せの基本であり、この健康を維持・増進するために必要な学習機会の充実を目指します。

(5) 心安らかに生きるための学習活動の充実

(環境・防災・防犯等に関する学習)

市民が安心して生活を送るために、必要な学習機会の充実を目指します。

(6) ともに生きるための学習活動の充実

(協働、地域交流、市民活動、男女共同参画社会、人権、国際理解等に関する学習)

家庭や学校、地域社会において、市民すべてが協力し助け合って、思いやりあふれる毎日を営むために、必要な学習機会の充実をめざします。

3. 学習の場の整備

学習機会の充実を図るための一つの要素として、学習する場をより広範な学習領域に対応できるように整備し、利用しやすくすることが重要です。

これは、とりもなおさず自主的な学習活動を支援することにもなるわけです。

(1) スポーツ・文化施設設備の整備充実

図書館、歴史館等の文化施設や各体育館、運動場、公園等のスポーツ施設における設備を、整備充実することにより、芸術・文化・スポーツの振興を図ります。

(2) 社会教育施設・コミュニティ・福祉施設設備の整備充実

公民館等の社会教育施設や、ふれあい館、きらら館、ゆうゆう館等の福祉施設、その他各コミュニティ施設の設備を整備充実することにより、身近な場所で気軽に学習に親しめる環境をめざします。

(3)学校施設・機能の開放

学校の教育機能を地域に積極的に開放し、市民の生涯学習の成果活用の場とするなど、地域に「開かれた学校」として活用されています。

現在、小中学校の体育施設及びミーティングルームを開放しており、地域の学習施設としても活用されています。

また、この他にも開放可能な施設や開放が望まれる施設もあることから、開放に向けての体制を整備していくとともに、広く市民に周知し身近な学習施設として利用を促進していく必要があります。

(4)学習資料・教材の整備充実

図書館等各施設にある図書や資料をはじめ、各課で発行しているリーフレットや冊子等、学習資料及び教材を整備充実することにより、市民の自主的学習活動の支援を図ります。

(5)施設のネットワーク化と施設利用の促進

現在の文化的施設及びスポーツ施設をネットワークで結ぶことにより、利用者が一箇所で他施設の情報を得ることができよう整備し、市民の利用促進を図ります。

民間企業において、情報化、ネットワーク化が加速度的に進む中、それが当然となってきている学習者が、公的施設にも同じような迅速さ、手軽さを求めるのは時代の流れであり、市民のニーズに応えるためにも、施設のネットワーク化を進めることは、行政対応の急務であるといえます。

4. 自主的な学習活動の支援

「生涯学習」という言葉は知らない人も、趣味をもち目標をもって学んでいる人たちの多くは、公的施設を積極的に利用していますが、中には、自宅や知人宅等で自主的な活動を続けている人もいます。

このような自主活動を直接的に行政が支援することは、事実上困難ですが、これまで述べたような形で推進体制を確立し、「場」を整備していくことで、より学びやすい環境をつくっていかなければなりません。

自由に学習活動に参加できない場合でも、周囲の人々に生涯学習の楽しさや

大切さを知つてもらうことによって、学習しやすい環境をつくるという形での支援はできるわけです。

(1) 公民館・生涯学習情報センターの機能充実及び強化

高度情報化の進展に伴い、インターネットやテレビ、携帯電話等によって広域的な学習情報の収集が飛躍的に入手しやすくなつた反面、高齢化、コミュニティの希薄化、地方分権時代の到来という面から、市民の方々は、タウン誌や広報などによる地域的な学習情報を求める傾向も顕在化してきました。

情報提供は、市民の自主的な学習を根本から支援するものであり、また、何よりも求められているものと考えられます。

今後は、平成19年10月に設置された「生涯学習情報センター」を中心施設として、公民館等社会教育施設やその他各種機関と連携し、多様なメディアを活用しつつ、学習情報ネットワークを整備するとともに、職員のスキルアップや、生涯学習コーディネーターの養成・配置などの相談体制を整え、市民一人ひとりの学習活動を支援していく必要があります。

① 学習情報提供の充実

県や他市町との連携を図りながら、市内はもとより近隣市町や県主催の学習機会、施設情報、指導者の情報等を提供します。

また、公的な施設や学習機会だけでは多様化する学習者のニーズに応えきれなくなっていることから、民間の学習機関や市民活動支援施設などの情報も提供できる体制を整えていく必要があります。

② 学習相談体制の整備

現在、市民に対する学習相談は、年間を通して随時行われていますが、その多くは、公民館などの社会教育施設や、生涯学習課など公的な窓口への電話での問合せです。

今後は、このような様々な問合せ相談に応じられるよう、職員のスキルアップや人的充実を図る必要があります。また、関連機関との連携により情報収集に努めるとともに、学習情報のネットワークを広げるなど、更に充実を図ることが求められます。

(2) コミュニティ活動の支援

住みよいまちづくりにおいて、公共施設などの整備もさることながら、人と人とのつながりを大切にし、一人ひとりの存在感を自覚できるような自治意識の形成が重要です。

何かをしてもらうではなく、自分たちには何ができるか、という問題意識をもつて生活するような成熟した市民のコミュニティ活動を支援することは、すなわち、まちづくりそのものとなるわけです。

そのため、「気づき合い学びあい」をキーワードとした「市民力」養成講座など、参加型学習機会の提供はますます重要になってきます。

(3) 公民館等社会教育施設や公的施設における指導者の発掘・養成

市内の様々な分野の指導者を発掘・養成することは、学習機会の多様化を図るために重要なことですが、それだけではなく指導者となる人自身の学習の機会にもなると思われます。人に教えることは、自分の技能や知識を磨き直す良いきっかけとなるばかりか、教えている過程における学習者の反応から思わぬ発見や刺激を受けて、指導者の方が逆に次の学習へと意欲をかり立てられることもあります。

(4) ボランティアの育成と支援体制の強化・充実

ボランティアは、福祉の分野が一般的と思いがちですが、学習ボランティアや施設ボランティアなど、その活動分野は多様化しています。

様々な分野にボランティアを起用することは、まちづくりに市民の生の声が反映されるわけであり、正に「人づくり＝まちづくり」を実践できる場となります。

こういった場を多く提供し、ボランティアをする意志がありながらなかなか行動できずにいる人たちを発掘あるいは養成することが必要です。

協働社会へのシフトが始まった現在、今まで以上に公民館や生涯学習情報センターなど、生涯学習ボランティアの活動支援をする機関の機能充実は、市民の社会参画を推進する必要不可欠な要素と考えられます。

(5) 学習成果の評価と活用

地道に学習活動を続けている人たちの学習成果を表彰等の形で評価しますが、学習成果の評価はあくまで学習者の要請に応じて行われるものでなけれ

ばなりません。そして、何より生涯学習は本来成績や順位をつけるものではなく、学習に向かう姿勢を評価するものです。

生涯学習成果の評価は、それによって更なる学習の継続につながったり、社会の中で活用されるものでなければなりません。

また、その学習成果を発表する機会を設定することは学習者にとって一つの目標となり、学習の積み重ねにより指導者やボランティアとして地域社会に参加し活躍する場をつくることも学習成果の評価といえます。

今後は、生涯学習を進める市民一人ひとりが学習を通して目標をどの程度到達したかを振り返るよう自己評価を促進するとともに、教育委員会等公的機関などによる評価の仕組みを整え、個人のキャリアアップやボランティア活動、更にはまちづくりに活かしていくことが必要となります。



下野市の鳥：うぐいす

第4章

下野市生涯学習推進 実施計画

※実施計画については毎年度作成しているため
割愛しています。

關係資料



諮詢書

下教生第 38 号

平成 19 年 7 月 20 日

下野市生涯学習推進協議会
会長 伊澤 敬一郎 様

下野市生涯学習推進本部
本部長 広瀬 寿雄

下野市生涯学習推進本部設置要綱第 3 条第 4 項第 1 号及び下野市生涯学習推進協議会運営要綱第 2 条の規定に基づき次のとおり、諮詢します。

<諮詢>

複雑多岐にわたる社会環境の変化の中で、より豊かで充実した人生を送るために、市民の学習に対する関心は高まりを見せ、その学習内容も、多様化、専門化しております。

下野市においては、旧 3 町でそれぞれ地域の特質を生かして推進してきた取り組みをもとに、市民と行政の協働によるまちづくりを目指し、生涯学習の推進を図って行きたいと考えております。

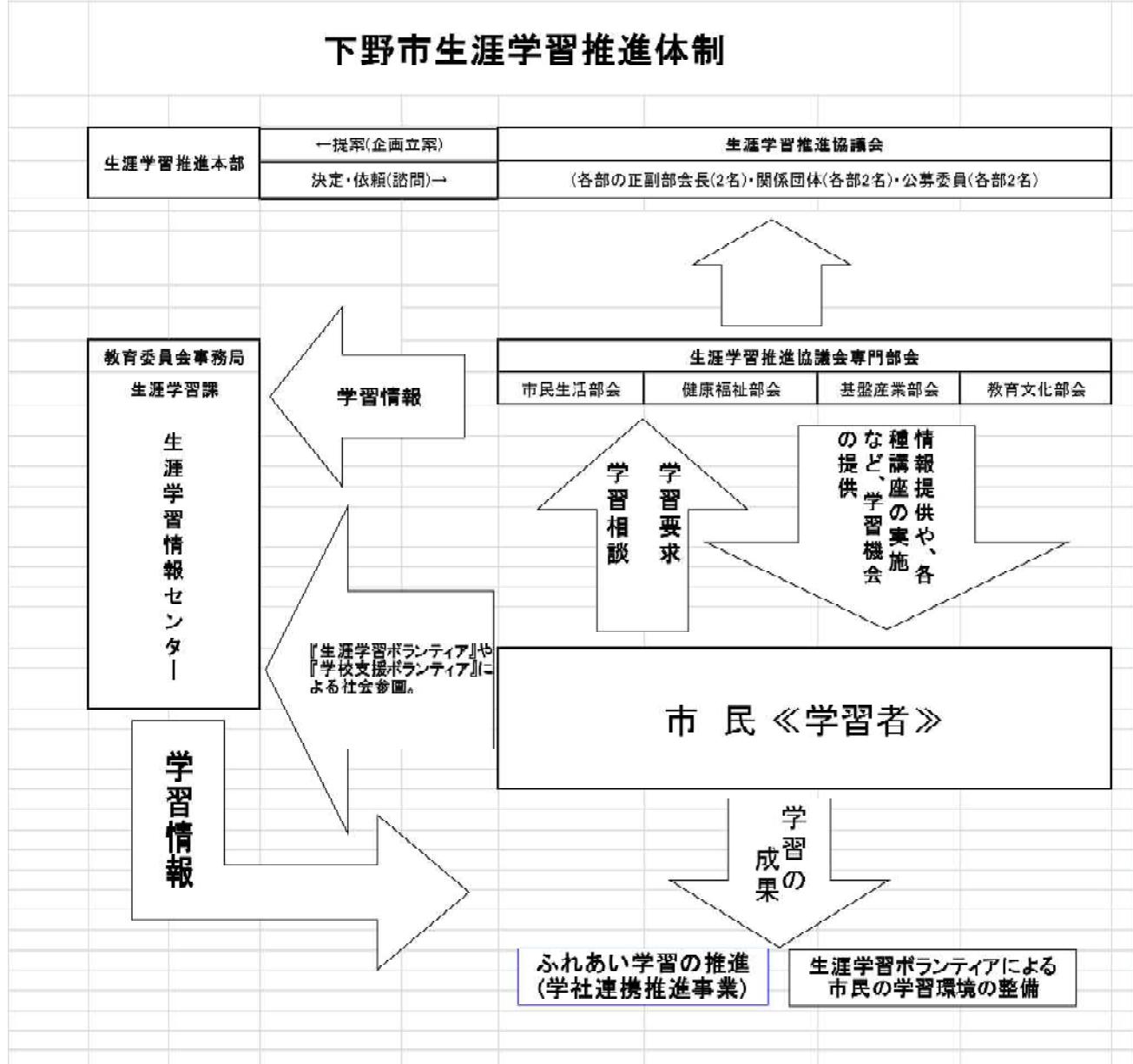
については、下野市の生涯学習推進のため、下野市の生涯学習推進事業の基本となる「下野市生涯学習推進基本計画・実施計画」の策定について、下野市生涯学習推進協議会に調査審議を求めます。

<付記事項>

本市では、総合計画基本構想ならびに基本計画が平成 19 年 12 月に策定予定です。

生涯学習推進協議会の設立目的にありますとおり、市民の学習権の保障について市全体で取り組む観点から、これらと整合性を保ちつつ構想、計画を策定いただきたい。

下野市生涯学習推進体制



○下野市生涯学習推進本部設置要綱

平成18年6月12日

告示第178号

改正 平成19年3月29日告示第49号

平成20年3月31日告示第63号

平成21年6月17日告示第104号

平成22年4月13日告示第82号

平成23年3月31日告示第61号

平成23年6月17日告示第114号

平成26年3月17日告示第36号

(設置)

第1条 自己の充実・啓発や生活の向上に向けて、自主的、自発的な意思に基づいて行う学習活動を、生きるための権利として捉え、市民一人ひとりが豊かな生活を生涯にわたって送れるよう、市全体で保障するため、下野市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部会、幹事会、生涯学習推進協議会及び生涯学習情報センターをもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(平19告示49・平23告示114・一部改正)

(本部会)

第3条 本部会は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 本部会の会議は、必要に応じ本部長が招集し、議長となる。また、必要な事項は、幹事会及び生涯学習推進協議会と連携をとり進める。
- 4 本部会の所掌事項は、おおむね次の通りとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習事業の決定に関すること。
- (3) 民間学習施設及び団体との総合調整に関すること。
- (4) その他生涯学習推進のための重要事項に関すること。

(平23告示114・一部改正)

(幹事会)

第4条 幹事会は、会長、副会長及び幹事会委員をもって組織する。

- 2 幹事会委員は、別表2に掲げる者とし、会長及び副会長は委員の互選とする。
- 3 幹事会の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。また、必要な事項は、生涯学習推進協議会と連携を取り進める。
- 4 幹事会は、本部会に対し、必要に応じて、意見・提案等を行う。

(平23告示114・追加)

(生涯学習推進協議会)

第5条 市民の自主的・自発的な学習活動を促進・支援するため、市民との協働を基本として、生涯学習事業の企画、立案等、市民と行政の教育力を総合的に連携・協調し推進するため、生涯学習推進協議会を設置する。

- 2 生涯学習推進協議会の運営については別に定める。

(平23告示114・旧第4条繰下)

(事務局)

第6条 本部の事務局は、生涯学習課に置く。

(平21告示104・旧第6条繰上、平23告示114・旧第5条繰下)

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(平21告示104・旧第7条繰上、平23告示114・旧第6条繰下)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日告示第49号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第63号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月17日告示第104号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の下野市生涯学習推進本部設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年4月13日告示第82号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の下野市生涯学習推進本部設置要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第61号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日告示第114号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日告示第36号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平23告示114・旧別表・全改）

本部会委員	総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長
-------	---

別表第2（第4条関係）

（平23告示114・追加、平26告示36・一部改正）

幹事会委員	総合政策課長、新庁舎準備室長、総務課長、管財課長、財政課長、税務課長、生活安全課長、市民課長、環境課長、社会福祉課長、こども福祉課長、高齢福祉課長、健康増進課長、農政課長、商工観光課長、建設課長、都市計画課長、区画整理課長、水道課長、下水道課長、会計課長、議事課長、農業委員会事務局長、行政委員会事務局長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長
-------	---

○下野市生涯学習推進協議会運営要綱

平成18年6月12日

告示第179号

改正 平成20年3月31日告示第64号

平成21年6月17日告示第105号

平成23年3月31日告示第61号

平成23年6月17日告示第115号

平成26年3月17日告示第36号

(目的)

第1条 この訓令は、下野市生涯学習推進本部設置要綱（平成18年下野市告示第178号）第5条第1項の規定に基づき下野市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（平23告示115・一部改正）

(任務)

第2条 協議会の任務は、次の事項とする。

- (1) 生涯学習推進のための調査、研究に関すること。
- (2) 生涯学習関連施策及び事業の企画・立案・運営に関すること。
- (3) 生涯学習の関連機関の調整に関すること。
- (4) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 生涯学習相談に関すること。
- (6) 生涯学習に関する府内の連絡調整に関すること。
- (7) その他生涯学習推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の専門部会より選出された部会員及び専門委員（アドバイザー）をもって組織する。

- (1) 市民生活部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 基盤産業部会
- (4) 教育文化部会

2 協議会への選出委員は、各専門部正副部会長、関係団体及び公募委員各2人をもって充てる。

3 協議会の運営にあたり、生涯学習推進本部長は、専門的な知識を有する者を専門委員（アドバイザー）として、委嘱することができる。

（平21告示105・一部改正）

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、職員を除く協議会委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第5条 専門部会員は、次に掲げるもののうちから生涯学習推進本部長が委嘱する。

（1） 教育機関及び団体の代表者（別表第1）

（2） 事業所（別表第1）

（3） 公募者（別表第1）

（4） 職員（別表第2）

2 専門部会は、生涯学習推進計画に基づき、年度毎に事業計画案を作成、実施のうえ、終了後は実績報告書を作成する。その他生涯学習推進のための事業を実施する。

3 専門部会には、部会長、副部会長、書記及び学習情報担当を置く。

4 部会長、副部会長及び書記は各部担当職員より選出する。

5 専門部会は専門部会長が招集し、主宰、運営する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 学習情報担当は、専門部会を構成する各課の学習情報を随時収集把握し、求めに応じて生涯学習情報センターに報告する。

（平21告示105・一部改正）

（任期）

第6条 前条第1項第1号から第3号までにより選出された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。
- 3 前条第1項第4号の委員の任期については、その職にある期間とする。
(会議)

第7条 協議会の会長及び部会長は、協議会及び専門部会を招集する。

- 2 会長及び部会長は、必要があると認めたときは、委員又は部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
(結果報告)

第8条 部会長は、専門部会における調査又は協議の経過、結果及び成果を協議会に報告しなければならない。

- 2 協議会の会長は、専門部会からの報告があったときは、内容を審議し、その結果について、事務局を通じ生涯学習推進本部長に報告するとともに、推進協議会本部会での決定について専門部会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生涯学習課が処理する。

- 2 専門部会の庶務は、専門部会を構成する課間で協議の上、担当課を決定し、処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第64号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月17日告示第105号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の下野市生涯学習推進協議会運営要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第61号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月17日告示第115号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月17日告示第36号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

生涯学習推進協議会専門部会委員選出一覧

設置要綱	関連する生涯学習の分野（課題及び活動等）	担当部会
第5条第1項第1号	教育機関における生涯学習の推進	
	① 小・中学校	教育文化部会
	② 幼稚園、大学、民間カルチャー等	教育文化部会
	教育行政における生涯学習の推進	
	① 教育委員	教育文化部会
	② 社会教育委員	教育文化部会
	③ 公民館運営審議会委員	教育文化部会
	④ 図書館協議会委員	教育文化部会
	地域における生涯学習の推進	
	① 社会教育関係団体等	教育文化部会
	② 体育・スポーツ	教育文化部会
	③ 芸術・文化	教育文化部会
	④ 健康・環境	健康福祉部会
	⑤ 高齢化・福祉・医療	健康福祉部会
	⑥ 基盤産業	基盤産業部会
	⑦ 人権・国際交流	市民生活部会
	⑧ 地域・コミュニティ	市民生活部会
第5条第1項第2号	民間企業における生涯学習の推進	
	① 農業	基盤産業部会
	② 工業	基盤産業部会
	③ 商業	基盤産業部会
第5条第1項第3号	公募者	各部会

別表第2 (第5条関係)

(平23告示61・全改、平23告示115・平26告示36・一部改正)

(専門部会担当職員組織表)

部会名	市民生活部会	健康福祉部会	基盤産業部会	教育文化部会
構成	総合政策課 新庁舎準備室 総務課 管財課 財政課 税務課 生活安全課 市民課 環境課 議事課 会計課 行政委員会事務局	社会福祉課 こども福祉課 高齢福祉課 健康増進課 保育園代表 児童館代表	農政課 商工観光課 建設課 都市計画課 区画整理課 水道課 下水道課 農業委員会事務局	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 ・公民館 ・図書館 ・生涯学習情報 センター 文化課 スポーツ振興課

下野市生涯学習推進計画体系

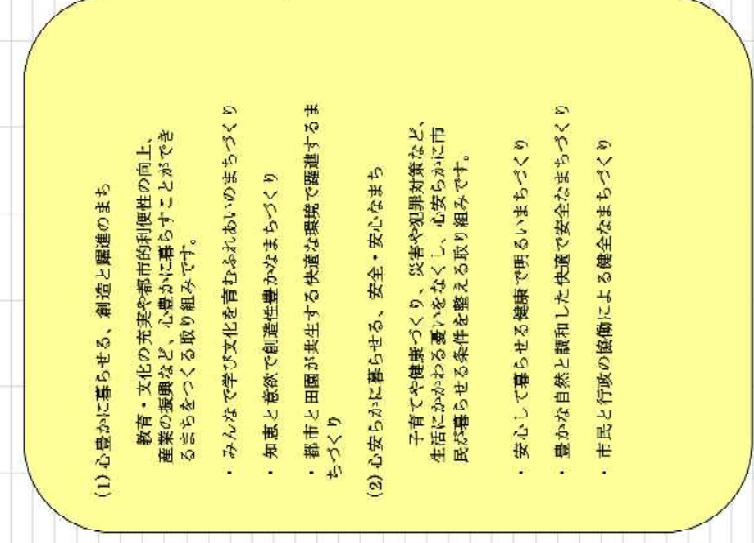
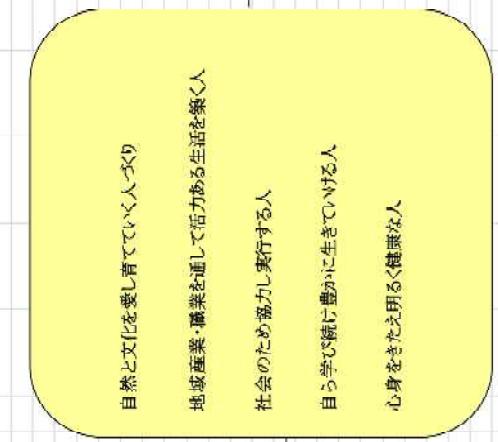
下野市総合計画基本構想における施策の方向

《ひとつづくり・まちづくりの目標》

- (1) 心豊かに暮らせる、創造と創造のまち
教育・文化の充実や都市的利便性の向上、産業の振興など、心豊かに暮らすことができるまちをつくる取り組みです。
・みんなで学び文化を育むわれわれのまちづくり
・知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり
・都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり
- (2) 心安らかに暮らせる、安全・安心なまち
子育てや健康づくり、災害や犯罪対策など、生活にかかわる臺いをなくし、心安らかに市民が暮らせる条件を整える取り組みです。
・安心して暮らせる健康で明るいまちづくり
・豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり
・市民と行政の協働による健全なまちづくり

生涯学習の目標

- 自然と文化を愛し育んでいく人づくり
地域産業・職業を通して活力ある生活を織く人
社会のため努力し実行する人
自ら学び情じ豊かに生きていける人
心身をきたえ明るく健やかな人



推進目標『いきいき輝き　楽習のまち　“しもつけ』

- (1) 推進組織の設置
(2) 関係機関との連携・協力
(3) 伝承・保管の基盤の整備
(4) 生涯学習の普及・啓発
- (1) 生涯心地が良生であるための学習活動
の充実
(2) 生活向上させるための学習活動の充実
(3) 快適に生きるために学習活動の充実
の充実
(4) 安心して健やかに生きるために学習活動
の充実
(5) 心安らかに生きるための学習活動の充実
(6) どもに生きるために学習活動の充実





下野市の花：ゆうがお

下野市生涯学習推進計画

発 行 下野市生涯学習推進本部
事務局 下野市教育委員会生涯学習課
〒329-0594
栃木県下野市石橋552番地4
TEL0285-52-1119 FAX0285-52-2624
発行日 平成20年3月31日